

－日本私立学校振興・共済事業団－

私立大学等経常費補助金の経理が不当

1件 不当金額(支出) 181万円
(前年度 12件 2億7840万円)

1 補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等^(注)における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。

この補助金のうち一般補助の額は、専任教員等の数、専任職員数、学生数や各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案した増減率等に基づいて算定することとなっている。

このほか、特別補助として、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付している。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

2 検査の結果

学校法人新潟青陵学園(平成29年度補助金交付額3億7758万円)は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、新潟青陵大学における29年度の算定対象となる29年5月1日現在の専任教員等の数77名(うち助手5名)について、申請年度に育児休業を取得して勤務しない期間が6か月を超えると判断される算定対象とならない助手1名を含めていた。

また、特別補助において、同学校法人は、事業団に提出した算定資料に、新潟青陵大学短期大学部における29年度の「授業料減免事業等支援」に係る所要経費について、学生89名の授業料減免に係る見込額等を記載していた。しかし、上記学生89名の中には、29年9月30日付けで退学した2名が含まれていて、当該2名については、29年度後期分の授業料が徴収されていないため、その分に係る授業料減免の支出実績がなくなったのに、上記の所要経費には、当該2名に係る見込額が含まれていた。そして、見込額等に比べて実際の所要経費が減少していたのに、実績額を報告していなかった。

そして、事業団は、同学校法人から提出されたこれらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。

したがって、一般補助の算定対象とならない専任教員等を除外し、また、特別補助の算定対象とならない所要経費を除外して算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は3億7577万円となり、181万円が過大に交付されていて不当と認められる。